

財団法人日本私学教育研究所寄附行為

施行 昭和38年 8月10日日私教研規則第1号
改正 昭和41年11月 6日日私教研規則第14号
昭和48年 7月 4日日私教研規則第15号
昭和49年12月12日日私教研規則第17号
昭和53年 5月17日日私教研規則第21号
平成23年 6月16日日私教研規則第32号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本私学教育研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区九段北4丁目3番地8市ヶ谷UNビル6階におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、私立学校の中等教育の振興をはかるため、学校教育及び学校経営に関する研究並びに学校法人の役職員及び私立学校の校長・教職員に対する研修等を行い、あわせて諸外国との教育の交流をはかり、もってわが国の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び学校経営に関する研究
- (2) 学校教育及び学校経営に関する研修並びに相談
- (3) 諸外国との教育の交流並びに情報交換等
- (4) 教材教具の改良試作並びに教育に関する図書及び印刷物の作成・頒布等
- (5) 関係諸団体との連絡提携
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員及び理事会等

(役員)

第5条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 25名以上30名以内（うち理事長、副理事長及び所長各1名）
- (2) 監事 3名

(理事の選任)

第6条 理事は、評議員会で選任する。

2 理事は、互選で理事長及び副理事長並びに所長を定める。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第8条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を助け、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、これを代理し、またはその職務を行う。

3 所長は、研究所の業務を統轄する。

4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(理事会)

第9条 この法人の業務は、理事をもって組織する理事会の意思決定によって行う。

2 理事会は、必要に応じ随時理事長がこれを招集する。ただし、少なくとも年2回これを招集しなければならない。

3 理事長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があった場合には、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

5 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

6 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事の職務)

第10条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産及び会計の状況または業務の執行につき不整の点のあることを発見したときは、理事会及び評議員会または文部科学大臣へ報告をすること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること

(役員任期)

第11条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 役員再任は妨げない。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するときには、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第13条 役員は、有給とすることができる。

2 この場合、理事会の議を経て、評議員会の意見を聞いた上で、理事長が定める。

(顧問)

第14条 この法人に顧問をおく。

2 顧問は、若干名とし、私立学校教育に特に功労のあった学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応ずる。

4 顧問は、無報酬とする。

(事務組織等)

第15条 この法人の事務組織として事務局をおき、理事会の議を経て、理事長が定める。

2 この法人に必要な職員をおく。

3 職員は、有給とする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第16条 この法人には、評議員69名以上73名以内をおく。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員は、理事または監事を兼ねることができない。

(評議員の職務)

第17条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会)

第18条 評議員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び5月または6月に理事長が招集することを常例とする。
- 3 臨時会は、理事長が必要と認めた場合及び評議員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があった場合において、その請求のあった日から20日以内に理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。
- 5 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 6 評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の職務)

第19条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 理事の報酬に関する事項
- (4) 不動産の買入れ・基本財産についての事項
- (5) 長期借入についての事項
- (6) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務負担または権利の放棄に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠または増員による評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 評議員の再任は妨げない。
- 3 評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任)

第21条 評議員が次の各号の一に該当するときには、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員の報酬)

第22条 評議員は、無報酬とする。

第5章 議事録

(議事録)

第23条 理事会及び評議員会の議事については、会議録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初日本私立中学高等学校連合会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(基本財産及び運用財産)

第25条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附者の指定のある寄附金品については、その指定に従って、基本財産または運用財産に編入する。

(資産の管理)

第26条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するか、または確実な銀行に定期預金として理事長がこれを保管する。

(基本財産の処分等の制限)

第27条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れて

はならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、評議員会の意見を聞いた上で、文部科学大臣の承認を受け、その一部に限り処分することができる。

(事業費の支弁)

第28条 この法人の事業の遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、寄附金、国等の補助金、事業に伴う収入等の運用財産をもって、支弁する。

(収支予算)

第29条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始以前に、理事長が編成し理事会の議を経て、評議員会の意見を聞いた上で、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も前項と同様とする。

(収支決算)

第30条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後2月以内に、理事長が作成し、財産目録、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけて、理事会の議を経て、評議員会の意見を聞いた上で、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第31条 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する一時借入金を除く）については、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、評議員会の意見を聞いた上で、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(予算外義務負担行為、権利の放棄)

第32条 第27条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議を経て、評議員会の意見を聞いた上で、文部科学大臣に報告しなければならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を

経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けて国に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿の備付け等)

第37条 事務局には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第9章 補則

(細則)

第38条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決によりこれを定める。

付 則

(施行)

第39条 この寄附行為は、文部大臣の設立許可の日から施行する。

(設立当初の役員)

第40条 この法人の設立当初の役員は、別紙のとおりとする。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の許可の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の許可の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正寄附行為の施行の際、現に改正前の第6条の規定により理事とされていた者は、改正後の同条の規定により選任された理事とみなす。この場合において、これらの者の任期は、これらの者のこの改正寄附行為の施行の日の前日における理事としての任期とする。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

財団法人日本私学教育研究所
寄 附 行 為 細 則

（ 施 行 昭 和 38 年 9 月 6 日 日 私 教 研 細 則 第 1 号
最 終 改 正 平 成 23 年 6 月 16 日 日 私 教 研 細 則 第 10 号 ）

（趣旨）

第 1 条 財団法人日本私学教育研究所寄附行為（以下「寄附行為」と略称する。）第 6 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項及び第 16 条第 2 項に関して、この細則を定める。

（理事の選出基準）

第 2 条 寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に定める理事の選出基準は、次のとおりとする。

（1）中学校または高等学校を設置する学校法人の役員及び当該学校の校長並びにこれらに準ずる者の中から、次の基準により地区ごとに互選し選出された者 12 名以上 16 名の範囲内

地区	選出人員	対 象 都 道 府 県 名
北海道	1	北海道
東 北	1	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
関 東	2	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川
東 京	5	東京
中 部	1	富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
近 畿	3	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	1	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	1	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
計	16	

（2）日本私立中学高等学校連合会から選出された者 5 名以上 8 名の範囲内

（3）その他、評議員会で必要と認めた者 若干名

2 理事は、前項第 1 号から第 3 号に定める役員または校長その他の職を退いたときは、その職を失う。

（監事の選出基準）

第 3 条 寄附行為第 7 条第 1 項に定める監事の選出基準は、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員及び当該学校の校長並びにこれらに準ずる者の中から、次の基準により地区ごとに互選し選出された者 3 名とする。

区分	選出人員	対 象 地 区 名
東日本	1	第2条の表中の内、北海道・東北・関東及び中部地区
東京	1	東京地区
西日本	1	第2条の表中の内、近畿・中国・四国及び九州地区
計	3	

2 監事は、前項に定める役員または校長その他の職を退いたときは、その職を失う。

(評議員の選出基準)

第4条 寄附行為第16条第2項に定める評議員の選出基準は、次のとおりとする。

(1) 中学校または高等学校を設置する学校法人の役員及び当該学校の校長並びにこれらに準ずる者の中から、次の基準により地区ごとに互選し選出された者 69名

地区	選出人員	対象都道府県名
北海道	2	北海道
東北	7	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
関東	8	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川
東京	13	東京
中部	10	富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿	10	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国	5	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国	4	徳島・香川・愛媛・高知
九州	10	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
計	69	

(2) 前号に定める者を除き、学識経験者のうち理事会の議を経て理事長が任命する者4名以上10名の範囲内

- 2 前項第1号の定めにより選出される者は、各都道府県から少なくとも1名を選出しなければならない。その基準については、理事長が別にこれを定める。
- 3 評議員は、第1項第1号及び第2号に定める役員または校長その他の職を退いたときは、その職を失う。

付 則

(内規)

第5条 理事長は、この施行細則の実施に当たって、必要な内規を定めることができる。

(実施)

第6条 この施行細則は、昭和38年9月6日より実施する。

付 則 (昭和48年年3月6日細則第3号)

(実施期日)

- 1 この改正細則は、昭和48年3月6日より実施する。

付 則 (平成5年3月9日細則第5号)

(実施期日)

- 1 この改正細則は、平成5年3月9日より実施する。

付 則 (平成23年6月16日細則第10号)

(実施期日)

- 1 この改正細則は、平成23年6月16日より実施する。